

意見案第 2 号

「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 27 年 12 月 15 日

提出者 富良野市議会議員 今 利 一 ⑩

賛成者 同 岡 野 孝 則 ⑩

同 同 萩 原 弘 之 ⑩

同 同 黒 岩 岳 雄 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

同 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 佐 藤 秀 靖 ⑩

同 同 岡 本 俊 ⑩

- 提出先 - 北海道知事、北海道教育委員会教育長

## 「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に 応じた高校づくりの実現を求める意見書

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき北海道の責任を地元に移すものであり、地域キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらした。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約43パーセントがなくなることになる。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望する。

### 記

- 1 北海道教育委員会が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子ども達も制度の対象とすること。
- 4 教育の機会均等を基本に、子どもたちが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月18日

富良野市議会